

寒河江市多胎児養育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2人以上の多胎の子（以下、「多胎児」という。）を養育している家庭に対してホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことにより、保護者の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、多胎児を現に養育し、及び保護している者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、寒河江市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託して行うことができる。

(派遣対象者)

第4条 ホームヘルパーの派遣対象者は、本市に住所を有し、かつ、自宅で多胎児を養育している保護者で、家事、育児等に関する支援を必要とする者とする。

(派遣期間等)

第5条 ホームヘルパーの派遣期間は、多胎児の誕生後から満3歳を迎えて最初の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日にあっては、ホームヘルパーの派遣を行わないものとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(派遣日数及び派遣時間)

第6条 ホームヘルパーの派遣は、1世帯につき1回当たり30分単位で週6時間を限度とする。

2 派遣時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

(サービスの種類)

第7条 ホームヘルパーが行うサービスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 掃除
- (2) 洗濯
- (3) 買物
- (4) 食事及び授乳の介助
- (5) 医療機関等への通院の介助
- (6) 関係機関等との連絡及び調整
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(派遣の申請等)

第8条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、利用希望日の7日前までに寒河江市多胎児養育支援事業利用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請者及び申請世帯の状況を調査したうえ、派遣の可否を決定し、寒河江市多胎児養育支援事業決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(派遣内容の変更等)

第9条 ホームヘルパーの派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、寒河江市多胎児養育支援事業変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 転居した、又は転居の予定があるとき。
- (2) 転出した、又は転出の予定があるとき。
- (3) ホームヘルパーのサービスの内容に変更が生じたとき。
- (4) ホームヘルパーの派遣の必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、寒河江市多胎児養育支援事業変更（廃止）通知書（様式第4号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者負担金の徴収）

第10条 利用者は、利用者負担金として、サービス30分当たり100円（消費税を含む。）を、市が委託した事業者へ直接支払うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。